

第29号議案

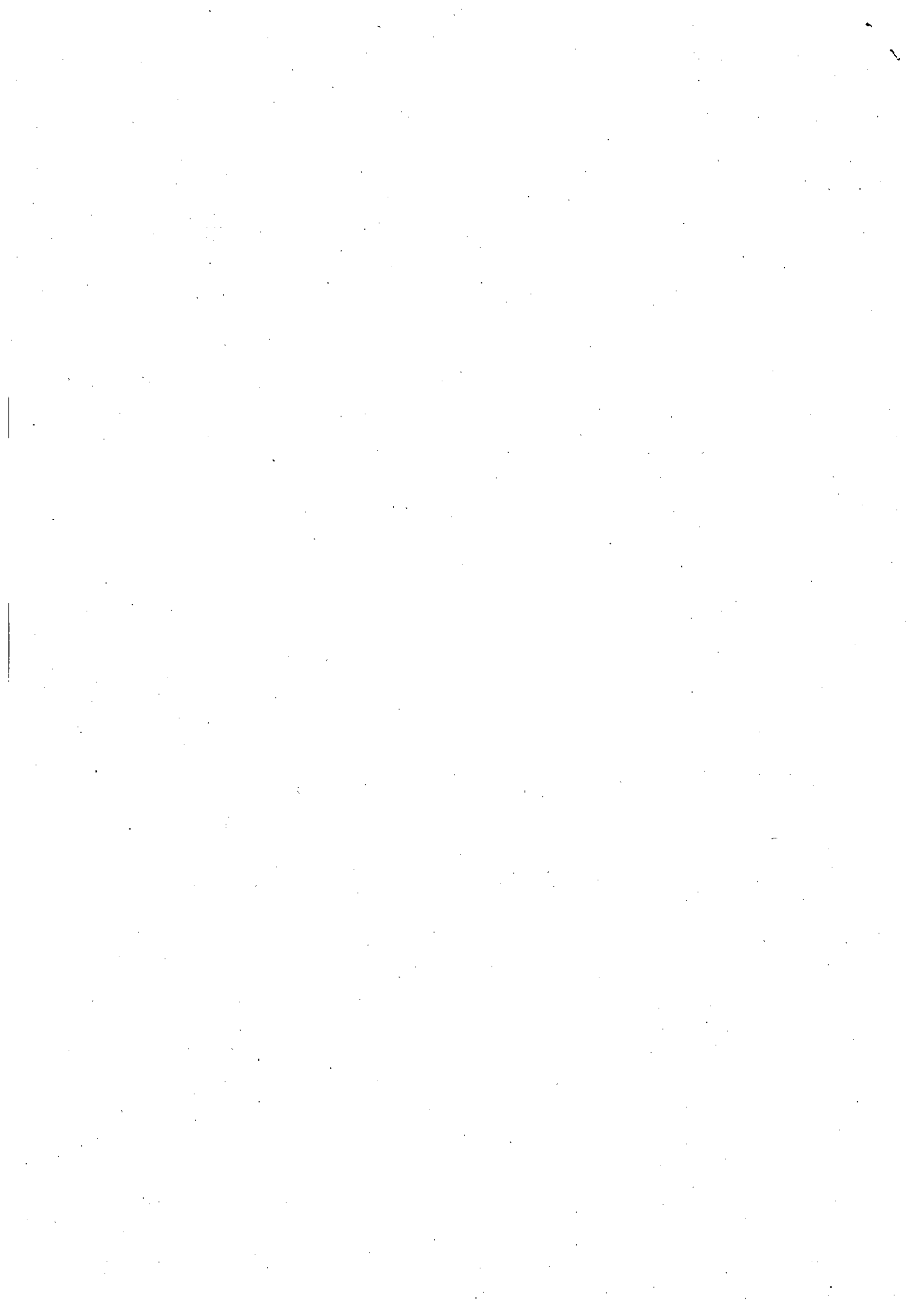
長崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正理由	1
2 改正の内容	1
3 長崎市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表	1

参考

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

新旧対照表	2
-------	---



長崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が一部改正されたことに伴い、長崎市固定資産評価審査委員会条例について関係条文の整理を行う。

2 改正の内容

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名変更等に伴い関係条文の整理を行う。(第6条)

施行期日 公布の日

3 長崎市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○長崎市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>昭和26年10月11日 条例第95号 最終改正 平成28年3月14日条例第5号</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合は、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 略</p>	<p>○長崎市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>昭和26年10月11日 条例第95号 最終改正 平成28年3月14日条例第5号</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合は、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 略</p>

【参考】行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律新旧対照表

改正前	改正後
<p>○<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u></p> <p>平成十四年法律第百五十一号</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><u>第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>○<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u></p> <p>平成十四年法律第百五十一号</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><u>第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>2～4 略</p> <p><u>5</u> 略（新設）</p> <p><u>6</u> 略（新設）</p>